

税の申告は正しくお早めに

今年も税の申告時期になりました。平成25年分の所得税の確定申告の受付は、

「2月17日(月)から3月17日(月)まで」です。

朝霞税務署では、平日(月～金曜日)以外でも2月23日・3月2日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います(そのほかの土・日曜日は受付できません)。

期間間近になりますと会場が大変混み合います。申告は早めに済ませましょう。

スタート

あなたの申告は・・・

平成25年1月1日から12月31日までに収入がありましたか。
*遺族・障害年金、失業給付金、児童扶養手当などの非課税所得のみの方は「いいえ」に進んでください。

はい

給与所得者の方は勤務先から市役所へ「給与支払報告書」が提出されていますか(提出の有無については勤務先に確認してください)。
*給与所得者以外の方は「いいえ」に進んでください。

いいえ

平成25年中の合計所得が、社会保険料控除や基礎控除などの所得控除の合計額を超えていますか。
*給与所得者の方で年末調整がお済みの方は「いいえ」へ、お済みでない方(年の途中で退職した方など)は「はい」に進んでください。

いいえ

同一世帯内のどなたかの扶養になっていますか。

はい

申告をする必要はありません。

いいえ

主たる勤務先から受ける給与のほかに給与・年金・配当・原稿料・報酬・不動産などの収入がありましたか。

はい

主たる勤務先から受ける給与以外の給与収入と給与以外の所得の合計額が20万円を超えていますか。

はい

いいえ

税務署に所得税の確定申告をする必要があります。

いいえ

市役所に市民税・県民税の申告をしてください。

*収入のなかった方についても申告をしていただくことにより、国民健康保険税・介護保険料などの算定の基礎資料、ならびに児童手当など各種手当の申請、諸証明書発行等の資料となります。

公的年金等に係る雑所得がある方はこちら

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下ですか。

はい

所得税の還付申告をしますか。

いいえ

日本年金機構等から送付される公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除内容に変更または追加がありますか。

いいえ

申告をする必要はありません。

いいえ

はい

はい

税務署に所得税の確定申告をする必要があります。

市役所に市民税・県民税の申告をする必要があります。所得税に変更がない方も、控除額に変更がある場合は市・県民税などに反映されますので、市役所に申告をしてください。

所得税(確定申告)の申告受付／税務署

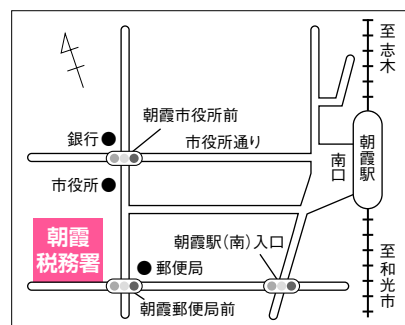
申告書は自分で

還付申告は簡単な様式になっています。できるだけ自分で作成して、申告の期限内に提出しましょう。郵送(〒351-8601 朝霞市本町1-1-46 朝霞税務署個人課税部門宛)でも申告できます。申告用紙は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)からダウンロードできます。

国税電子申告・納税システム(e-Tax)をご利用ください

e-Taxについての詳しい情報は、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。また、国税庁ホームページで所得税の確定申告の作成ができます。

朝霞税務署



確定申告に関する問／朝霞税務署 ☎467-2211 (申告案内窓口)

市民税・県民税の申告は市役所または産業文化センターへ

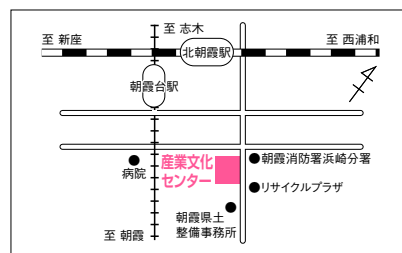
市民税・県民税の申告受付日程

受付会場	受付期間および時間
市役所別館5階 大会議室	2月17日(月)～3月17日(月) (土・日曜日を除く) 午前9時～午後4時 ※3月2日(日)午前9時～午後4時は受付を行います。
産業文化センター 2階研修室	2月23日(日) 午前9時30分～午後4時

給与所得者および年金所得者の所得税還付申告についても、上記のとおり受け付けています。

※事業・不動産・譲渡所得のある方、所得税の住宅借入金等特別控除の申告は、税務署での受付となります。

産業文化センター



市民税・県民税の申告に関する
問/課税課 ☎463-2852～3

申告が必要な方

- 平成26年1月1日現在、朝霞市内にお住まいで平成25年中(1月1日～12月31日)に所得のあった方(アルバイト・パートによる所得があった方も該当します)
- 平成26年1月1日現在、朝霞市には住んでいないが市内に事務所・事業所等を所有している方

申告が不要な方

- 給与以外に所得がなく、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方(※給与支払報告書は、平成26年1月1日現在お住まいの市区町村に送付されます)
- 所得税の確定申告(還付申告を含む)をした方
- 同一世帯内のどなたかの扶養になっている方
(世帯が別の場合は申告が必要な場合があります)

申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②【給与所得者または年金収入のある方】平成25年分源泉徴収票等
- ③【事業所得等その他の所得のある方】帳簿類など所得金額が証明できるもの
- ④平成25年中(1月1日～12月31日)に支払った国民年金保険料・国民健康保険税(料)・長寿(後期高齢者)医療保険料・介護保険料などの社会保険料の支払証明書または領収書
- ⑤平成25年中(1月1日～12月31日)に支払った生命保険料・地震保険料および平成18年末までに締結した長期損害保険料の支払証明書
- ⑥【医療費控除を受ける方】平成25年中(1月1日～12月31日)に支払った医療費の領収書(保険等で補てんされた金額がある場合は、金額のわかる書類等)

- ⑦【障害者控除を受ける方(被扶養者を含む)】身体障害者手帳など確認できるもの
- ⑧【学生の方】学生証または在学証明書
※郵送で申告する場合は、源泉徴収票・その他各種控除証明書および領収書を必ず同封(のり付け不要)してください。

申告を忘れると・・・

- 申告を忘れると、児童手当等を受けるときや保育園に入園するとき、融資を受けるとき、年金の免除申請をするときなどに必要な証明書等の発行ができません。
- 収入のなかった方についても、申告していただくことにより非課税証明書の発行、国民健康保険税・介護保険料などの算定の基礎資料となりますので、忘れずに申告してください。
- ご家族の方があなたのことを税法上の扶養(社会保険などの健康保険の扶養に入ることとは異なります)の申告や年末調整に記載がもれている場合もありますので、ご確認ください。この場合、ご家族の方の申告が必要となります。

確定申告不要制度(平成23年分から創設)

公的年金等に係る雑所得を有する方のうち、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告をする必要はありません。

ただし、日本年金機構等から送付される公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除内容に変更または追加のある方は、市民税・県民税の申告が必要となります。

なお、所得税の還付を受ける場合は、所得税の確定申告が必要となります。

バイク・軽自動車の廃車・名義変更手続きは済んでいますか？

軽自動車税は、毎年4月1日に軽自動車等を所有している方に課される税です。自動車税と異なり、月割りで課税する制度がないため、4月2日以降に廃車および名義変更の手続きをした場合は、1年分課税となります。

課税対象車両

- ・原動機付自転車(排気量125cc以下の二輪車等)
- ・ミニカー 小型特殊自動車
- ・軽自動車(二輪・三輪・四輪)
- ・二輪の小型自動車(排気量250ccを超えるもの)

手続きは確実に！

毎年4月1日に、対象となる車両を所有していない場合でも、廃車等の必要な手続きをしていないと課税されてしまいます。「すでに廃棄処分した」「盗難にあった」「他人に譲った」等の場合には、廃車や名義変更の手続きが必要です。特に、盗難の場合、警察への届け出だけでは廃車とはなりません。

軽自動車税に関する

問/課税課 ☎463-2851

また、市外へ転出される方も、住所変更等の手続きが必要です(県外の運輸支局や軽自動車検査協会で行ってください)。

なお、手続きの代行を依頼した方は、それが完了していることを必ず確認してください。手続きを確実にしないと税金がかかるばかりではなく、トラブルの原因にもなります。早急に手続きをしましょう。

手続きを行うところ

- ①原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカー…課税課
- ②軽自動車三輪・四輪…
軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所 ☎049-258-8011
- ③排気量125ccを超える二輪車(軽自動車二輪・二輪の小型自動車)…
関東運輸局埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2029
※テープ対応後、オペレーターにつながります。